

固定資産税の課税誤りについて（お詫び）

平成31年度の固定資産税において、地価の下落に伴う土地価格の修正処理に誤りがあり、過大に課税していることが判明しました。

公正で適正であるべき税務行政にあって、多くの皆様にご迷惑をおかけし、信頼を損なう結果となりましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は、このようなことを二度と起こさないよう、関係法令等について理解を深めるとともに、チェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

1 概要・原因

固定資産税の土地の価格は、地方税法第349条の規定に基づき、基準年度の価格を3年間据え置くこととされており、平成31年度は、基準年度の翌年度であり据置年度に当たりますが、地価が下落していることから、地方税法附則第17条の2の特例規定に基づき下落修正を行います。

下落修正は、毎年、不動産鑑定士の鑑定評価に基づく下落修正率を路線ごと、状況類似地区ごとにシステム入力し、価格を修正するものですが、システムに入力した下落修正率が誤っていました。

町内全ての路線（1, 777路線）、状況類似地区（317地区）において誤った入力をしており、町内全ての宅地（6, 944筆）、雑種地（1, 129筆）、介在農地（101筆）の価格が誤っているもので、この誤った価格に基づき税額を算定し課税してしまったものです。

なお、状況類似地区においては、令和2年度にも同様の誤りがありました。

2 経緯

平成30年	8月頃	下落修正率の入力 ← この入力値に誤りがあったもの
平成31年	3月	固定資産の価格の決定
平成31年	4月	平成31年度納税通知書発送
令和3年	6月	課税資料作成作業中に土地価格の疑義を発見
令和3年	6月～	原因及び影響範囲を特定するための調査を実施
令和3年	7月	下落修正率の誤入力によること、全路線に及ぶことを確認
令和3年	7月～	更正の処理方法について検討開始
令和3年	9月～	処理方法を確定し更正作業を開始
令和3年	12月	更正後の価格及び税額の確定

3 更正の対象となる納税義務者数・税額

平成31年度

区 分	人 数	更正税額の合計	平均更正税額(1人あたり)
減額更正	2,785 人	1,784,200 円	641 円
税額に増減なし (端数切り捨てのため)	656 人	—	—

令和2年度

区 分	人 数	更正税額の合計	平均更正税額(1人あたり)
減額更正	115 人	150,500 円	1,309 円
税額に増減なし (端数切り捨てのため)	59 人	—	—

4 今後の対応（予定）

- 1 2月 更正決定通知書、還付及び充当通知書の作成
- 1月上旬 更正対象の納税義務者に対して、お詫び文書と更正決定通知書を送付するとともに、減額更正となる納税義務者へ還付及び充当通知書を送付します。
- 1月下旬～ 還付対象の納税義務者に対して、1月下旬以降順次送金します。

5 再発防止策

今回の課税誤りを厳粛に受け止め、今後は、このようなことを二度と起こさないよう、職員の法令等の理解を深めるとともに、人為的なミス無くすよう確認を徹底する仕組みを整え、再発防止に努めてまいります。